

年金ポイント制への疑問

2003年9月3日

厚生労働省は次期年金改革にあわせ、年金ポイント制を導入することを提案し、現在、関係者の合意形成に向け努力している。年金制度が分かりやすくなり、若者の理解が深まる。これが彼らの言い分である。

しかし、年金ポイント制には次の4つの疑問がある。

第1は、本当にわかりやすくなるのかという疑問である。年金ポイントは基礎年金と厚生年金でそれぞれ別々に与えられる。ポイント単価も両者で異なる。さらにポイント単価は毎年変わる。くわえて特別支給の定額部分や加給年金などポイント制では算定しない給付もある。

国民にとっては、自分が納めた保険料が累計でどの程度の金額になっているのか、年をとったときに受給する予想年金額は月額で何万何千円となるのか、ということが最も知りたいことである。自分の年金給付額が全国平均や標準額とくらべて何パーセント高いか低いかということは二の次の問題ではないだろうか。厚生労働省は、年金算定式を年金ポイントを含むものに変更しようとしているが、そうすると話はますます混乱し、かえって分かりにくくなってしまおうと思われる。

第2に、平均賃金(名目値)の変動率と再評価率(可処分所得の変動率)は必ずしも同一とはならない。このとき、各年に獲得した年金ポイントをどのように合計するのかが技術的な面で判然としない。年金専門家にも分かりにくいのである。

第3に、厚生年金の場合、平均年金ポイントは毎年1であるが、それ以上を年々与えられる人は絶対少数(サラリーマンの約3分の1)となり、若者はほぼ全員、女性も大半がポイント1未満となるだろう。生涯でみても年金ポイント1未満となる年の方が圧倒的に多いと予想される。その理由は賃金分布が正規分布となっておらず、歪んでいるからである。ポイント1を標準値と考えてしまうと、楽しくないポイント通知が毎年、過半数の給与所得者に届くことになる。

第4に、ポイント制導入にはシステム設計にかなりの時間と資金を要し、かつ、その実施にもそれなりの行政費用を計上する必要がある。税や保険料にその分の追加負担が発生するのである。コストを上回るベネフィットを本当に期待できるのだろうか。

疑問がこのようにいくつかあることを勘案すると、ポイント制導入を急ぐ必要はないだろう。むしろ、現在行っている年金給付見込み額の通知に保険料納付総額(利回り相当分込みの累計額)を加え、さらに通知対象者の範囲を徐々に30歳以上の人まで拡大し、毎年通知制に改める。このことの方が急務であると思われる。